商品概要説明書

スーパー定期貯金＜複利型＞

（令和８年４月１日現在）

1.商 品 名 （愛称）	・スーパー定期貯金＜複利型＞ （愛称：スーパー定期）
2.ご利用いただける方	・個人のみ
3.期　間	・定型方式 ３年、４年、５年、７年、10 年 ・期日指定方式 ３年超５年未満 ・定型方式の場合は預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます。
4.預入方法 （１）　預入方法 （２）　預入金額 （３）　預入単位	 ・一括預入 ・１円以上 ・１円単位
5.払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。 ・一部支払いの取扱いができます。預入日の１か月後の応当日以後に、１万円以上１円単位で、当ＪＡ所定の中途解約利率により一部支払いが可能です。
6.利　息 （１）適用金利 （２）利払頻度 （３）計算方法 （４）税　　金 （５）金利情報の入手方法	 ・預入時の約定利率を満期日まで適用します。なお、約定利率を金額階層別に設けている場合で、一部支払い後の残高により金額階層も変更となる時は、一部支払いした日から満期日まで変更後の約定利率を適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を１円とした１年を 365 日とする日割計算で６か月ごとに複利計算をします。 ・20.315％（国税 15.315％、地方税 5％）※の分離課税となります。 ※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
7.手数料	―
8.付加できる特約事項	・自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.5％を上乗せした利率） ・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 ・個人のお客さまは通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてＪＡバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
9.中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第４位以下切捨て）により６か月ごとの複利計算した利息とともに払い戻します。 （１）約定した預入期間が３年の場合 ①　６か月未満　解約日における普通貯金利率 ②　６か月以上１年未満　約定利率×20％ ③　１年以上１年６か月未満　約定利率×30％ ④　１年６か月以上２年未満　約定利率×40％ ⑤　２年以上２年６か月未満　約定利率×60％ ⑥　２年６か月以上３年未満　約定利率×80％ ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。 （２）約定した預入期間が３年超４年以下の場合 ①　６か月未満　解約日における普通貯金利率 ②　６か月以上１年未満　約定利率×10％ ③　１年以上２年未満　約定利率×20％ ④　２年以上２年６か月未満　約定利率×30％

	⑤　２年６か月以上３年未満　約定利率×40％ ⑥　３年以上４年未満　約定利率×80％ ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。 （３）約定した預入期間が４年超５年以下の場合 ①　６か月未満　解約日における普通貯金の利率 ②　６か月以上１年６か月未満　約定利率×10％ ③　１年６か月以上２年６か月未満　約定利率×20％ ④　２年６か月以上３年未満　約定利率×30％ ⑤　３年以上４年未満　約定利率×40％ ⑥　４年以上５年未満　約定利率×80％ ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。 （４）約定した預入期間が７年の場合 ①　１年未満　解約日における普通貯金利率 ②　１年以上２年未満　約定利率×10％ ③　２年以上３年未満　約定利率×20％ ④　３年以上４年未満　約定利率×30％ ⑤　４年以上５年未満　約定利率×50％ ⑥　５年以上６年未満　約定利率×60％ ⑦　６年以上７年未満　約定利率×80％ ただし、②から⑦までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。 （５）約定した預入期間が 10 年の場合 ①　１年未満　解約日における普通貯金利率 ②　１年以上３年未満　約定利率×10％ ③　３年以上４年未満　約定利率×20％ ④　４年以上５年未満　約定利率×30％ ⑤　５年以上６年未満　約定利率×40％ ⑥　６年以上７年未満　約定利率×50％ ⑦　７年以上８年未満　約定利率×60％ ⑧　８年以上９年未満　約定利率×70％ ⑨　９年以上 10 年未満　約定利率×80％ ただし、②から⑨までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。
10. 貯金保険制度 （公的制度）	・保護対象 当該貯金は当ＪＡの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の２に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という３条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11. 苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ本支店または当ＪＡ本店設置の苦情等受付窓口にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当ＪＡ本店設置の苦情等受付窓口またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 愛知県弁護士会本会　（電話：０５２－２０３－１７７７） 愛知県弁護士会西三河支部（電話：０５６４－５４－９４４９）
12. その他参考となる 事項	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。